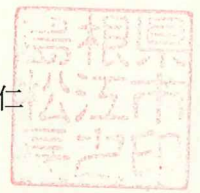


松江市告示第 535 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 23 日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市精神障害者地域生活支援センター	松江市北堀町 48 番地 特定非営利活動法人こころ	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで